

二〇一

陸普第三五三八號

定期連絡飛行ノ件通牒

大正十三年九月三日 陸軍省副官中村孝太郎

海軍次官岡田啓介殿

明四日ヨリ若干日間陸軍航空部隊ヲシテ別紙計

畫ニ基キ東京名古屋間ノ定期連絡飛行ヲ實

施セシメラレ候ニ付公文書等(郵便電信ヲ以テ名

古屋以外ニ轉送シ得ルモノヲ含ム)ノ托送ニ相應

可申候條及通牒候也

追テ托送品ハ陸軍航空部(在三宅坂)ニ送付相

成度尚飛行機ノ特性上遲著其他ノ事故ナ

藤田

陸

軍

0514

キヲ保シ難キニ付御會置相成度申添候

本件通報先

宮内、内務、外務、逓信、文部、農商務、

司法、海軍、鉄道各省次官、

内閣書記官、警視總監、東京府知事、

東京市長、臨時震災救護事務局長

0515

大正十二年九月三日 航空課

九月四日以後飛行機使用計畫

九月四日以後、於此飛行機使用計畫ヲ左ノ如ク概定ス

(一) 宇都宮方面ト連絡ハ特ニ急ヲ要スルモノノ外地上連絡ニ讓ル

(二) 東京附近——各務ヶ原間ニ連絡ノ為通常毎日一回双方ヨリ乙式

一型偵察機一機ヲ飛行セシム而シテ各務ヶ原ヨリハ同地ヲ基點ト

シテ地上連絡ヲ行フ

此連絡飛行機ハ通常往航午前八時帰航午後一時出發トス

(同乗者ナシ)

搭載物ハ總重量二十噸總才數二才ヲ限度トス

(三) 尙餘ノ飛行機ハ之ヲ控置シ適時監視及情況偵察等ニ

使用ス

0516

帰往

課

譲ル

方ヨリ乙式

心ヲ基點ト

公發トス

案等

0516

往航 當日午前三時締切  
帰航 當日午前九時締切

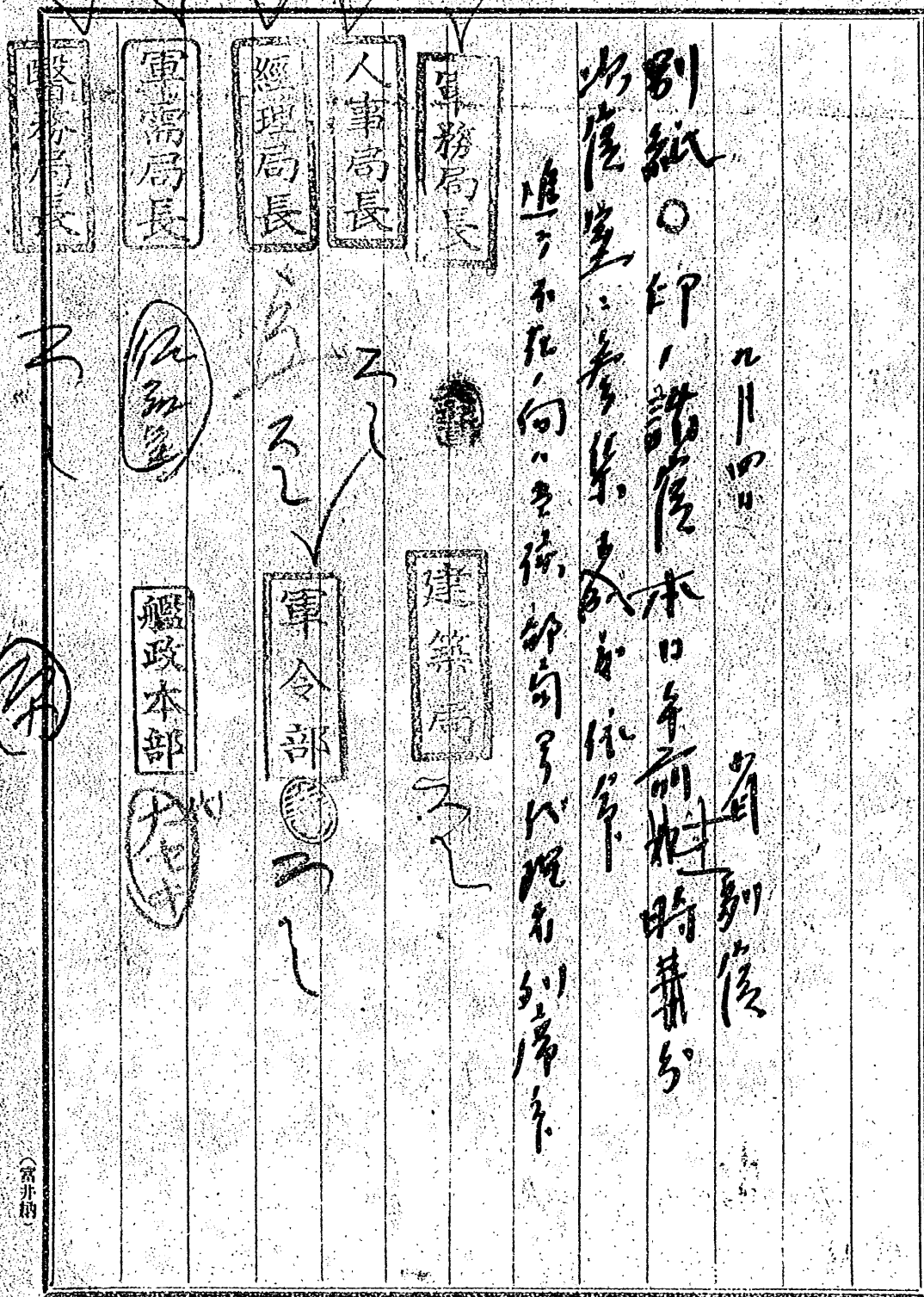
0517

一、遊難友の弟を随所に幸す健康状愈々悪し  
 今下痢患を續出せ起す  
 又急病を患ふるに及ばず及死骸尋らば一俟  
 安置せん所あり  
 二、此より後急病を患ふるに及ばず及死骸尋らば一俟  
 安置せん所あり  
 三、市街の末々作付物甚多平るに及ばず及  
 死骸尋らば一俟安置せん所あり  
 四、横濱の地を離れ山崎より渡り八雲遊歴し其際  
 五、見物するに及ばず及死骸尋らば一俟安置せん所あり

0518

皇志

✓ 皇志の達成  
✓ 皇威の遠揚  
✓ 皇國の発展  
✓ 皇民の幸福  
✓ 皇座の永固



(富井樹)

新部編制

参事官

次官

総務科

首席参事官  
参事官

調査科

参事官

運輸行政科

参事官

人事科

参事官

軍需科

参事官

医務科

参事官

経済科

参事官

左大臣室

参事官

参事官

左大臣室  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

参事官  
参事官  
参事官  
参事官

軍務局

次官

大正十二年九月四日

第一課

樺山内閣書記官長

財部海軍大臣殿

今回ノ慘狀善後施設ニ関シ各省ニ於テ應置  
相成候各種事項ハ毎日午後六時迄ニ内閣  
書記官長宛御報告相成候

藤田

田中

前田

林

0521



○ 大正十三年九月奉 旨 發布

海 軍 藤田

軍

機造中第十三行

省 副官

持

亦令自働車ノ管理 新米 奉教力

且自働車ヲ以テ

ハ各隊隊少佐之ニ當ルヲ被定

隊隊少佐奉教力所 南支隊 附行

(富井納)

0522

軍務局 人事局 經理局 軍需局 機關局 法務局 醫務局 建築司 艦政本部

濟

大正五年九月四日 發布

東京市社會局  
東京市中央職業紹介所  
神田區鎌倉河岸二十七號地  
電話神四 三六〇番 求人受付及  
四四〇〇番 四六〇〇番 直專用

海軍省 東京市中央職業紹介所  
九月十日 發布

海軍 發布中葉十三行紙

(富井納)

0523



大正十二年九月四日

鈴木福本四郎長



打越海務部長殿

救護方一件

左記者個獨者ニテ全焼ノ危ニ遇ヒ幸ニ救護ヲ要シ此係  
省内適者ニ所ニ救護方可無事取計相成度

右依頼ス

九月四日 原田義敬 三浦俊平

記録ニ 原田義敬

海軍

模造半葉十一行算紙

(納堂心誠)

0524

大

九一〇 部二一三〇

依 陸 軍 隊 長

治 兵 員 札 配

本 附 子 高 部 子 枝 隊 附 上 子 隊 長 子 龍 倉 子  
板 屋 左 好 子

利 根

岳 読

二〇、〇〇〇、〇〇

乾 麵 包

五、〇〇〇、〇〇

生 雲

岳 読

九、〇〇〇、〇〇

乾 麵 包

一、〇〇〇、〇〇

粘 米

九、〇〇〇、〇〇

五、〇〇〇

粘 米

二〇、〇〇〇、〇〇

雙 子

子

一八、〇〇〇、〇〇

粘 米

五、〇〇〇、〇〇

(富井納)

海 軍

横 濱 中 葉 十 三 行 詳 紙

0525

海軍

横造半葉十三行算紙

八重

糸波

二〇、〇〇〇

丸麵包

五、〇〇〇

横間

糸波

二〇、〇〇〇

粒末

五、〇〇〇

金剛

糸波

二〇、〇〇〇

要要の四の五午増事迄七日朝品川中着  
予定

（縦井納）

0526

五省の機密電

陸軍大臣宛

大正五年 九月 四 日

午後 一時 三十分

新 局 發

發信者

舞鶴 電報局 著

受信者

佐藤 到 宛

電報譯

電報局

九ノ電報局ヨリ

陸軍大臣

参三師團長

一、高師團、一部高師團之周る、本年三月五日午七時

番録

二、高師團、先發、四日正午頃高田ヨリ電報ニ得

ル見込

海 軍

0527

軍務局

東洋鐵道局長

大正十一年九月廿四日  
於芝罘

海軍省副長

膠州特務局長

海軍省副長  
改署芝罘、由本於14日無電  
送不



0528

機密

四

軍務局長

横参謀長宛  
(電報)

軍務局長

芝浦ニ救援船陸續到達シソツルモ揚陸材料無  
キソ為空シク是白ノ外ナキ相様ニテ又當地方ニハ  
用スヘキ短艇ナシ積積甘浦瓜出セラルヘキ曳船及  
軍貨船ハ出来ルタケ多数ヲ送ル様御取計ヲ  
シテ

(密非納)

大正九年九月四日 海軍 藤田 發布線

0529



軍務局

第一課  
第二課

官房第三〇四八號  
震災地方陸上各廳ニ勤務スル海軍  
士官特務士官准士官ハ直接軍隊ヲ  
指揮スル場合ヲ除ク外ハ已ハヨ得サル者  
ニ限り本年第二種軍装ヲ用フル期間  
勤務中平服(洋服)ヲ着用スルコトヲ得

大正十三年九月四日

海軍大臣 財部 虎



0530

官房第三四九部

大正十二年九月四日

海軍省副官藤田尚徳

在京各廳長殿

本年東京ニ於ケル海軍軍人令第三種

軍裝南ノル期限ヲ九月二十日迄トセラシ候

右通牒云

(3)

0531

大正十二年九月三日 起案 檢印 九月四日 發付 檢印

(主務) 軍務局長

第一課長

局長

大臣

副官

藤田

第三課長

藤澤

次官 參事官

人事局長

教育局長

軍需局長

軍令部長

大正十二年九月四日 次友

構内各部署長

當分の旨を急務として、理之為左記 成り、事務  
等外、當座の及補助員等、置台トハ、定メラレリ。

軍令	水路	臨建	教育	造兵	技木	法務	經理	醫務	機關	艦政	人事	軍務	官房	局部
														受月日 發月日

發付後起 案者檢印

0532

柔佛了念お年交

記

一、当座割

船政本部

軍務局、人事局、教養局、軍需局、軍令部、順序、十由  
十部あり、兼持し、毎日深長、級兵科、為校一人、少当座、為校  
トレ、当座、部局、兼持し、兵科、為校一人、少補助員、ト之ツ

二、任務

当座、友、身、職員、ト、連、後、ヲ、持、テ、震、笑、固、係、ヲ、須、メ、前、也  
外、應、接、及、印、決、ノ、要、元、子、件、系、理、ニ、任、ス

三、当座時刻

退、席、時刻、多、ク、勤、時、刻、ニ、至、ル

四、実施期日 九月四日

文社

0533

為出割

九月四日

甲斐局 増田少佐 太田少木

五日

人子局 長谷川少佐

六日

教習局

七日

甲斐局

八日

九日

甲斐局

十日

十一日

十二日

程改本部

十三日

以下右ノ順房ノシ録返至五ノトス

0534

(報文社納)

0535

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

件  
御  
下  
付

大正十二年九月四日

軍務局長

在東海軍之人軍属一般宛

今因海軍兵之旅支の海軍之人軍属の現状  
至急調査致被修案左記之儀御協力方  
得度

左記

一 調査の範圍及事項

海軍兵地方之旅支の一般海軍之人軍属同家族及

留守宅ノ状況 (離境家族安否 避難先等)

二 調査区

士官各料各期毎ニ其ノ他ハ現勤務所内

各部向各ニ取纏、調査ノ事

三 前記区ニアツキテ有テ其ノ情報ヲ得ラレシム時ハ

速ニ其ノ区ニ屬スル者又ハ直接人事局ニ通報

0536

田  
道  
報  
先  
知  
七  
し  
後  
の  
コ  
ト  
人  
事  
一  
局  
長  
宛  
書  
白  
紙  
三  
三  
冊  
其  
一  
部  
後

0537



海軍

模造中葉十三行算紙

大正十二年九月四日

者副官

關係者却免

大正十二年九月四日 發布

当分間市者内之左記ノ通、臨時事務所<sup>支</sup>他<sup>支</sup>ヲ  
設<sup>支</sup>並<sup>支</sup>不

救護委員令總務部事務室

軍務局庶務令分室

救護委員令事務室

分室令事務室

技術研究會事務室

艦隊部二保別室

海軍大學校職員事務室

教育局長事務室

海軍大學校職員事務室

文部別室

海軍大學校職員事務室

海軍大學校職員事務室

(富井納)

0538

水防部職名簿

甲令部一配所

海軍

模造半葉十三行罫紙

(部) 井

0539

臨時震災救護事務局警備部  
打合せ事項 大正十二年九月四日午前十時

一避難民ノ秩序維持ニ関シ一層周密ナル注

意ヲ拂フコト

一軍隊警察共ニ警邏ヲ行ヒ民衆ニ安心ヲ  
與フルコト

一メガホンビラ其ノ他アラユル方法ヲ以テ民心

安定ノ宣傳ヲ行フコト

一所謂不逞鮮人ノ行動ニ関シテハ具体的事

實ニヨリ真相ヲ調査スルコト

一武器ハ機ニ論シテ押收シ一定ノ場所ニ收領

置スハコト

一自警團統制ノ實施ニ関シテハ指導者ハ訓

令スルコト

一檢問所設置ノ場所ニ付テハ衛戍司令部

及警視廳

ノ指令ニ付テハ

一出來得ル限リ詰報ヲ交換ヲ行フコト

0541

海軍

横道中寛十三行野紙

(古)

九月廿六 何子去使 トニナ

九月廿七 海軍公使 〇ハナ

九月廿八 海軍公使 〇ハナ  
九月廿九 海軍公使 〇ハナ  
十月一日 海軍公使 〇ハナ  
十月二日 海軍公使 〇ハナ  
十月三日 海軍公使 〇ハナ  
十月四日 海軍公使 〇ハナ  
十月五日 海軍公使 〇ハナ  
十月六日 海軍公使 〇ハナ  
十月七日 海軍公使 〇ハナ  
十月八日 海軍公使 〇ハナ  
十月九日 海軍公使 〇ハナ  
十月十日 海軍公使 〇ハナ  
十月十一日 海軍公使 〇ハナ  
十月十二日 海軍公使 〇ハナ  
十月十三日 海軍公使 〇ハナ  
十月十四日 海軍公使 〇ハナ  
十月十五日 海軍公使 〇ハナ  
十月十六日 海軍公使 〇ハナ  
十月十七日 海軍公使 〇ハナ  
十月十八日 海軍公使 〇ハナ  
十月十九日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十一日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十二日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十三日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十四日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十五日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十六日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十七日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十八日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十九日 海軍公使 〇ハナ  
十月三十日 海軍公使 〇ハナ

九月廿八 海軍公使 〇ハナ  
九月廿九 海軍公使 〇ハナ  
十月一日 海軍公使 〇ハナ  
十月二日 海軍公使 〇ハナ  
十月三日 海軍公使 〇ハナ  
十月四日 海軍公使 〇ハナ  
十月五日 海軍公使 〇ハナ  
十月六日 海軍公使 〇ハナ  
十月七日 海軍公使 〇ハナ  
十月八日 海軍公使 〇ハナ  
十月九日 海軍公使 〇ハナ  
十月十日 海軍公使 〇ハナ  
十月十一日 海軍公使 〇ハナ  
十月十二日 海軍公使 〇ハナ  
十月十三日 海軍公使 〇ハナ  
十月十四日 海軍公使 〇ハナ  
十月十五日 海軍公使 〇ハナ  
十月十六日 海軍公使 〇ハナ  
十月十七日 海軍公使 〇ハナ  
十月十八日 海軍公使 〇ハナ  
十月十九日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十一日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十二日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十三日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十四日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十五日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十六日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十七日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十八日 海軍公使 〇ハナ  
十月二十九日 海軍公使 〇ハナ  
十月三十日 海軍公使 〇ハナ

0542

乙

海軍

横道半葉十三行紙

見ス其ノ夜ニ何時ニハ 諸君ハ居ナクカ 其ト  
 一人ノ語ニキルルノ事ニシテ 其他ノ手氣ニ 亦ハ  
 若シハ心ニ持テト 記リタリト 悲憤セハ 概ス  
 一々ノ境キ 叫フ婦人 等 到ルニ至リ 一杯トナリ 夜ハ此等  
 也 甜瓜ノ多ク 宿ヲトス 竟 徒 掃リ 夫ハ 女ノ 怨ノ  
 一 志ニ 余ノ 心ニ 射ル 如キ 現 在 覺テ 一 方モ 固ニ セス  
 吾等 居ル 一 日 只 ナル 其ノ 功ニ 信 氏ト 念フ  
 信 氏 終リ 之ヲ 懐 儀ニ 極メテ 平 静ニ 志ス  
 一 人ニ 好ム 入キ 事ニ  
 海 軍 官 兵 新 規ニ 同ク  
 其ノ 心 氏ニ 似テ 記ル 如キ 事 殊ニ 堪 忍  
 余ハ 斯ル 如ク 傳 大 志 子 氏 相 事 難 人

(重井納)

0543

軍務局

大正十二年九月五日海軍省公表



一、三、横濱到着、軍艦五十餘、即時陸隊ヲ上陸セシメ

核兵、良心ヲ安メ、天龍、四、横濱到着、上揚裁中、糧食

天幕等ヲ揚陸ス、目下横濱ニ在泊シテ一般整備及救護作

業ニ任セ、船松左ノ如シ

山城 春日、五、十日 天龍

二、品川沖到着、船三、日、横濱、水船八隻、駆逐艦一隻

四、駆逐艦三隻、吾、駆逐艦二隻、三、駆逐艦、何日、沈没、

揚載シ来リ

右水船、東京市、引渡シ、其他、船、船、船、及、陸、隊、

隊、東京、横濱、等、新、設、品、川、越、中、島、避、難、民、糧、食

0544

輸送船隻の往來は、往時より増加し、

三、特務艦膠州の清水港より小田原に特務艦輸送船、小田原

の港頭者より清水港に輸送し、目的は、四月に夜間川敷清水

湾に向へり

四、朝鮮西岸より、之に聯合艦隊に既、佐世保及呉に到着し、西

軍港及大坂方面に物資搭載中

軍艦球磨多摩、大井及特務艦神威、大坂に在り

五、軍艦扶桑、四、呉より大坂に陸上中將株廠糧食搭載中

以極速到着し、予定

六、特務艦野島、四、呉より、戦艦多摩、短艇ヲ搭載し、尚ホ

徳山より自衛艦、ガリン油ヲ搭載し、石川に向ふ筈

七、軍艦利根、三、出雲、四、呉より、五、何れも、沈没品救渡



班特信等接載出發本日、相次、松須候及品川、  
着、

八特信船室、品川、輸送、あり、天幕、三千張、毛布、一、  
枚、及、糧食、類、舞踏、接載中

九月五日午前

0546

馬

十二年九月五日

大區宛

大和

九日大和同部用杉丸太二、〇〇〇本  
裁十日 横徳賢君ノ事定

青森縣ニ於ケル海軍用材買上ニ付ハ  
ス、本材木ハ急モ同横徳賢君ノ  
送一上救護事務局ニテ  
業急使用ノ要アリハ相強ニ  
應テ買上ニ付テハ  
十中見込ナレバ

救護事務局ニ申入ス

海軍

(別葉心紙)

海軍省 第十一号 軍票

0547

海軍

横道中葉十三行昇紙

軍務局長

第一課長

局長

大正五年九月五日

軍務局長

陸軍部外務局長

戒嚴及徴發之件

首魁件之因に於て決通其の著布五年の案に於て  
至

右通報ス

戒嚴令に於て海軍の因に限外に陸軍及び司令部  
等ノ著布に於て決通其の著布五年の案に於て

(一)

軍第六二九號

(一)

0548

軍務局

大正十三年九月五日

海軍省政本部

関係先宛

技術研究所臨時事務所

技術研究所ニ於テハ燒ケ残シタル信管裝填室(水陸部  
側)技術研究所入口取手水交社神社社庫(臨時事務所  
前)ヲ設置ス

左通知ス



0549

海軍

模造半葉十三行部紙

軍務局 (濟)

第一課長 (濟)

局長 (濟)

大正十二年九月五日

軍務局長

宿務局長宛

布齊

下士官兵派遣ノ件

電線架設ノ為左記ノ如依リ人負ヲ派遣ニ東京無線電線所長ノ命ヲ受テ之ニ標榜ヲ討テ備カ  
右依命申進ス  
相本

上記

一人負 兵曹一水兵一。

三時刻 明六日午前七時：東京無線電信所ノ到着

ノ下

軍第六十六號

特依派遣ノ件

(宮井納)

0550

海軍

機造中葉十三行界紙

三、推の世守る事す。

一、脚解り着用、自武笠衣の重きを

〇、辨骨一合良分推の世守、コト

及水筒

(富井納)

0551

下 乙名



以下ノ書ハ... (以下ノ書ハ...)

海軍



機密中葉三行既読

海軍省副官

松方侯爵... (松方侯爵...)

大正四年九月六日 發布

松方侯爵、近世... (松方侯爵、近世...)

大塚武友... (大塚武友...)

乙名... (乙名...)

松方侯爵... (松方侯爵...)

記... (記...)

松方侯爵... (松方侯爵...)

アラセらる... (アラセらる...)

(終)

(原井納)

0552

19

東海道線

東京鐵道局情報 第九報 (六月午前十時現在)

東京品川間不通  
品川神奈川間開通

東神奈川御殿場間不通 (東神奈川横浜間七日未通予定)  
横濱大井間八日未通予定

御殿場以西全線運転  
横須賀線熱海線横浜線不通

上野日暮里間不通 日暮里以北開通 (但日暮里以南未通)  
日暮里又三河島より運転 (全線異状なし)

右同

日暮里又三河島より運転 (全線異状なし)

東北線  
信越線  
常磐線  
中央線

東京飯田町間不通  
飯田町興津間開通  
興津島津間不通 (但七日興津上野間開通予定後歩運格用)

島津以西開通

品川田端間 池袋赤羽間開通

西四橋迄開通 木更津江見間 又上野松戸間開通

山手線  
有楽町線

0553



○関西方面行へ信越線 後井坂より中大津まで若狭道 公津より七陸  
線を由りて到達せん

○九月一日横須賀線田浦駅に於て震災を曾過せられし華頂宮博忠王殿  
下三荒去相成りし様傳へられしに右殿下三何等御奥状ア  
ラセられし田浦水雷學校へ御引揚ケ遊ナレタリ

○大坂方面ヨリ食料用ヲ荷載シ来タリタル軍艦カ帰航ノ際罹災民ヲ  
乗船セシムヘシトノ凡説アルモ海軍省ニ於テ未タ決定セザル由ナリ

○鐵道ハ地方行罹災ニ限り無償輸送ノ取扱ヲナス

○この情報も御覧の方は是非みな之に御

つたへ下さい

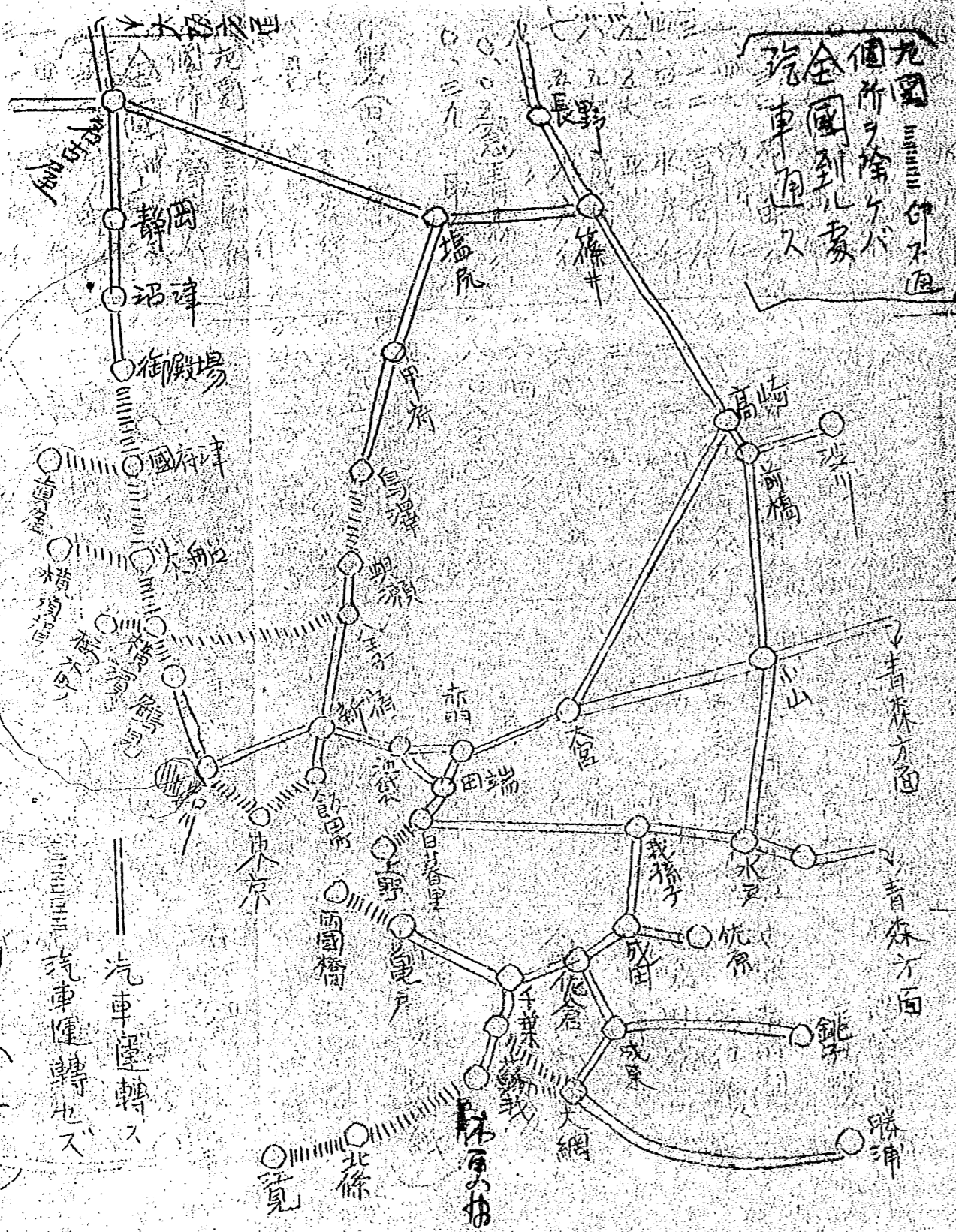
東京鐵道局情報部

0554

四日  
市内出入  
入四万八千人  
出八万八千人  
五日  
九万出入  
六万入

中野(日ホリ茶)	前七二五	信越(日ホリ茶)	前七二五
青森行	六五二	北陸行	九〇二
水戸行	六二二	小山長岡行	一〇四七
成田行	六〇二	直江津行	一〇三七
水戸行	五七二	小山行	一〇二七
成田行	五四二	小山長野行	一〇一七
原田行	五一二	相生横川行	九一七
成田行	四八二	新沼行	八一七
富田行	四五二	前橋行	七一七
水戸行	四二二	金澤行	六一七
平田行	三九二	新沼行	五一七
成田行	三六二	新沼行	四一七
水戸行	三三二	新沼行	三一七
成田行	三〇二	新沼行	二一七
水戸行	二七二	新沼行	一一七
成田行	二四二	新沼行	〇一七
水戸行	二一二	新沼行	〇一七
成田行	一八二	新沼行	〇一七
水戸行	一五二	新沼行	〇一七
成田行	一二二	新沼行	〇一七
水戸行	九二	新沼行	〇一七
成田行	六二	新沼行	〇一七
水戸行	三二	新沼行	〇一七
成田行	〇二	新沼行	〇一七

九國  
個所之除ケバ  
全圖  
臨車通久



東京鐵道局  
汽車運轉  
汽車運轉不

時刻別紙

公衆電報

一般電報

一 一般罹災市民ノ私報災害ニ關スル事ニ限ルハ東京駅

前中央電信局ニテ受付ヲ開始セリ

二 罹災市民ヨリ發スル電報ハ三十字ヲ限リトス

三 報信紙ナキヨリ以テ普通ノ紙ニ書スルニト書文ナシ

但シ後者ニテ明瞭ニ書スルコト

四 右電報ハ無料トス

罹災地宛ノ電報

罹災地ニ於テ電報ヲ發シ罹災市民ノ緊急扶助ノ為メ輸

送スル食料品建築材料衛生材料等ノ生活必需品ノ関

スルモノハ官公署此官報ナシテ差出ルハ迅速ニ取扱ハ

ルハ

0556

一社一月一回三百字以内は紙一紙に

中央電信局電信長達へ送付ス

店分ノ内支料トス

外国新聞電報ハ料金は電信人掛ノ許リトシテシテ九者ニ限

リ一社一月一回五十語以内ノ送付ノ

情報

九月六日午前五時三十分中央電信局前ニハ濃霧が暴風に

リ従テ電報ノ大途途ニ遮ル

以上九月六日午前七時

救済及重要國務ニ関スル官報ハ左ノ如ク取扱フ

規

一 東京横濱ノ附近地ニ除ク外全ク各地殖民地及外

國ニ官報ノ送達ヲ為スニトヨ得ルニ至リ

二 責任者ノ認可ナルモノニ限リ復付ノ料金ハ後納

トス

三 然レトモ線路枝枝及人煙ノ不足著シキニ付電報

ハ送達ヲ免セス

四 長文ノ電報ハ電信枚割ノ能率ヲ阻害ス

五 一通ノ電報ノ本文ヲ記載シ以下同文トシテ三通以上

ニテ差出サレル者ハ送達十カラ傳送ニ難シ

大阪ノ送付ソル官報九月三日以降累計一万通ニ及リ

以上九月六日午可七時

九月六日ニ於ケル電信送達ノ方法老ノ如シ

(一) 緊急官報

一 東京大隊直通線ニ回線

一 千位ヨリ守都宮仙台大隊長野等ハ、直通線救

回線

一 陸軍中野無線電信

一 所澤各務系飛行機

一 海軍新橋間無線

一 豊城無線双橋無線

(二) 其、他ノ電報

一 田端駅迄使送田端駅ヨリ大ノ各地ニ汽車輸送

ヨリ十ニ夫ヨリ電送ス

大念新長  
後陣梅野  
仙臺

0560

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

覽

六ノ三ノ二ノ子

軍務局

目下青森縣知事ニ於テ救護用木材買上ハ配意中ノ處  
 海軍省欽道省等ヨリ直接民間ニ買上テ方交渉アリ為  
 ニ市場ヲ混乱スル嫌アルニ付將來木材ヲ供給スル必要  
 アル場合ハ必ツ地方長官ヲ經テ交渉アル様致度旨申出  
 有之右ハ此際總ラノ物資ニ付必要ノ義ト被存候衆  
 物資買上ノ場合ハ何レノ地方ト虽先以テ地方長官ト  
 協議ノ上御實行相成候様致度 此段申進候也

大正十二年九月六日

臨時震災救護事務局副總裁

海軍大臣殿



官務局第三五五號

大正十二年九月六日

軍務局

大臣

今回、地震及火災、因り左記ノ損害ヲ被リタル共済組合員ニ對シテ八日給十日分又ハ金貳拾圓以内ノ罹災救済金ヲ支給ス

一 火災ノ為燒ケ出サレタル者

二 家屋倒壊又ハ大破損ノ為轉居ノ去ヲ得サレニ至リタル者

三 地震及火災ニ起因シテ廟屋ノ家族中ニ死者又ハ入院程度ノ大負傷者ヲ出シタル者

第一號又ハ第二號ノ救済金ハ第三號ノ救

済金トシテ之ヲ得

終

0562